

官報を構成する記事の例として、以下のようなものがあります。

【詔書】

国会を開催する種類（通常・臨時・特別）場所が掲載されます。

日本国憲法第七条並びに国会法第一条及び第二条の三によって、平成二十五年八月一日に、国会の臨時会を東京に召集する。

御名 御璽

平成二十五年七月三十日

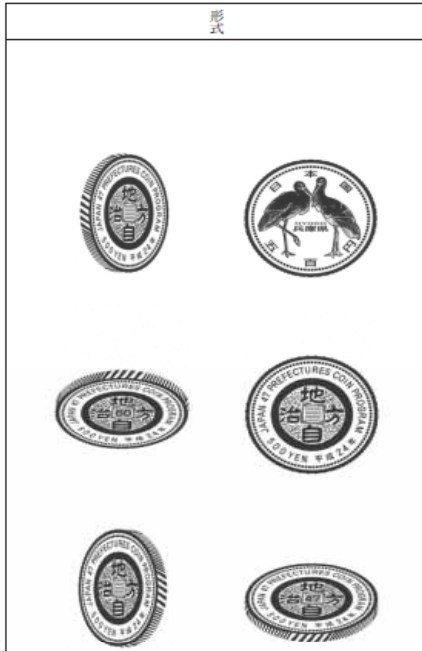
内閣総理大臣 安倍 晋三

【通貨に関する記事】

記念硬貨の発行や、デザインが変更されるときなど様式が細かく掲載されます。

平成 24 年 8 月 31 日 金曜日 官 報 (号外第 189 号) 2

形式



政令第二百一十号
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五十条第三項及び第六条の規定の施行の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二号中

御名 御璽
平成二十四年八月三十一日

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

【選挙関連】

参議院選挙に伴い、政党の名称等を中央選挙管理会に届出て受理された後掲載されます。

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十五年七月二十日	中央選挙管理会告示第六号			
平成二十五年七月二十八日	任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の七第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。			
平成二十五年五月二十日	生活の党	生活	東京都千代田区永田町二丁目八番永田町SRビル三階	小沢 一郎
平成二十五年四月三十日	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町二丁目一番二番三号	安倍 晋三
平成二十五年四月三十日	公明党	公明	東京都新宿区南元町一七番地	山口那津男
平成二十五年四月三十日	みどりの風	みどり	東京都品川区上大崎三三一九一七	谷岡 郁子
平成二十五年四月三十日	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二六番七号	志位 和夫
平成二十五年四月三十日	みんなの党	みんな	東京都千代田区平河町二一六一一平河町ビル九階	渡辺 喜美
平成二十五年四月三十日	新党改革	改革	東京都港区赤坂二一八一一五オリエントニュー赤坂二〇二	舛添 要一
平成二十五年四月三十日	社会民主党	社民党	東京都千代田区永田町二四一三永田町ビル七階	福島 瑞穂
平成二十五年四月三十日	日本維新の会	維新	大阪府大阪市中央区島之内一七一	石原慎太郎
平成二十五年四月三十日	太陽の党	太陽	六三栄長堀ビル二階	
平成二十五年五月一日	民主党	民主	東京都港区赤坂一丁目一番二八号常和島	武志
平成二十五年五月一日	民主党	民主	東京都千代田区永田町二丁目一番一号三宅坂ビル	海江田万里

中央選挙管理会委員長 神崎 浩昭

【国会・外国公館等周辺地域の静穏の保持】

指定された地域の静穏を保持するため、警備強化する 期間と地域が掲載されます。

地域	期間	アメリカ合衆国大使館周辺地域
東京都港区 赤坂二丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）	平成二十五年二月二十四日から 平成二十六年二月二十三日まで	外務大臣 岸田 文雄 平成二十五年二月十二日

○外務省告示第四十六号
 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

側道の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側道の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する道路の区間に接する交差点

【旅券（パスポート）】

**旅券法に基づき、効力を失った旅券の旅券番号・発行年月日・失効年月日が掲載されます。
 (海外逃亡の恐れがある容疑者等の旅券の返納命令通知も掲載されます)**

○外務省告示第三十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十五年一月十六日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったため、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十五年一月二十日

失効年月日

発行年月日

外務大臣 岸田 文雄
 旅券 部

平成25年1月16日

2012年4月24日

T Z 0800250

T G 4020567

平成25年1月16日

2003年7月10日

○外務省告示第二十五号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

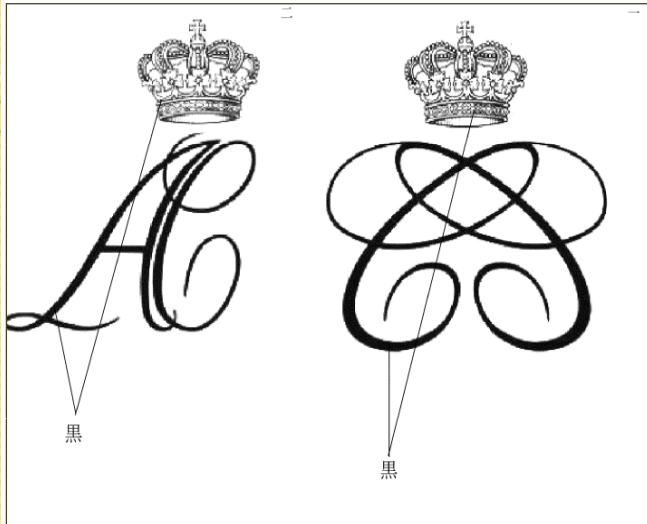
平成二十五年一月二十日

外務大臣 岸田 文雄

旅券番号	発行年月日	失効年月日	備考
M A 3508499	2009. 07. 03	2012. 12. 10	M S 30
M A 3515893	2012. 07. 10	2012. 12. 28	M S 30
M A 8672576	2010. 09. 14	2012. 12. 19	M S 30
M A 8675023	2012. 05. 22	2012. 12. 19	M S 30
M B 3551950	2011. 01. 26	2012. 12. 28	M S 30
M B 3562387	2012. 01. 19	2012. 12. 26	M S 30
M S 2833106	2007. 12. 17	2012. 12. 17	M S 30
M S 2861742	2007. 12. 14	2012. 12. 13	M S 30
M S 2866827	2007. 12. 18	2012. 12. 10	M S 30
M S 2881151	2008. 01. 08	2012. 12. 19	M S 30
M S 2882595	2007. 12. 26	2012. 12. 19	M S 31
M S 2891924	2007. 12. 18	2012. 12. 06	M S 31
M S 2892325	2007. 12. 27	2012. 12. 25	M S 31
M S 2895889	2007. 12. 13	2012. 12. 06	M S 31
M S 2897117	2007. 12. 20	2012. 12. 10	M S 31
M S 2906603	2007. 12. 25	2012. 12. 17	M S 31
M S 2943356	2007. 12. 11	2012. 12. 06	M S 31
M S 2947971	2008. 01. 09	2012. 12. 06	M S 31
M S 2949027	2008. 01. 17	2012. 12. 21	M S 31
M S 2953455	2007. 12. 26	2012. 12. 14	M S 31
M S 2955571	2007. 12. 21	2012. 12. 11	M S 31

【商標】

外国の記章や紋章等を指定した際、マーク、使用色などが掲載されます。



○経済産業省告示第百三十一号
商標法（昭和二十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、チェコ共和国の記章を次のように指定したので、告示する。
平成二十四年十月十八日
経済産業大臣 枝野 幸男

【著作権】

著作権者不明の著作物の利用について、著作物の題字や著作者名、補償金額等を裁定した際などに掲載されます。

<p>○文化庁告示第二十三号 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七條第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年十二月二十七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十條第六項に基づき告示する。</p> <p>平成二十三年三月八日 文化庁長官 近藤 誠一</p>	<p>一 著作物の題字、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額 別表参照 二 利用者の住所及び氏名 東京都千代田区永田町一丁目十番一号 国立国会図書館（館長 尾良） 三 利用方法 「近代デジタルライブラリー」事業において以下のことを行うこと。 ① 電子化した明治期刊行図書画像データを「近代デジタルライブラリー」サーバに送信可能な状態で保存する。 ② 利用者の求めに応じて、「近代デジタルライブラリー」サーバに登録した画像データを国立国会図書館の施設内外において無償で閲覧に供するため、インターネットなどを用いて公衆送信し、公衆に伝達する。 ③ 公衆送信された画像データを、利用者の端末において一時的に複製する。なお、利用者らが、その複製に基づき、送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは含まない。 右利用については、平成二十三年一月二十三日から五年間を認めるとし、その期間を満了した場合は再度裁定を受けるものとする。 四 補償金の総額 四、三六四、三二八円 裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額</p>	<p>三舟談話 徳川改道 鉄舟言行録 鉄舟隨筆 泥舟遺稿 安德天皇御事蹟論 独逸前譯詞意用文列 独和新会誌 最新憲法教科書 養蚕害虫論 梅花事傳 梅人の幼時 幼年児童遊戯教授之実用 改正小学校体操法 第一期衆議院議事提要 生物學論 川柳故事記 支那帝國地誌 台灣實業地誌 支那遊記 山梨鑑 山梨鑑 山梨鑑 生活問題 森香錄 清沢先生信仰座談 人生と信仰 數異鈔十回講話 東本願寺獨立史 米洲遺稿 北海之利源 参考國史綱 参考日本大歴史 日本の歴史 文字のななし 内外商品辞彙 ヤルロイド 日本海難救助法 災害救済論 日本公債券 日本農民ノ娯樂及其教育 因縁大鑑</p>
<p>著作物の題字 裁判所構成法 刑事訴訟法 海舟先生遺稿繪巻</p>	<p>著作者名 阿部文二郎 阿部文二郎 安部正人</p>	<p>補償金額 (円) 65 65 65</p>

【教科書の発行】

来年度において使用される、小学校・中学校・特別支援学校、高校の教科書の定価が掲載されます。

○文部科学省告示第二十四号
 教科書の発行に関する既述措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定に基づき、平成二十四年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校用教科書の定価を、平成二十四年二月二日付けで、次のとおり認可した。
 平成二十四年二月十七日
 文部科学大臣 平野 博文

発行者の記号・番号・名称	教科書の記号・番号	書名	名	定価(円)
小学校用				
国語	国語			
2 東書	国語 101	あたらしい	こくご 一上	305
	国語 102	あたらしい	こくご 一上	377
	国語 201	新しい国語	二上	383
	国語 202	新しい国語	二下	405
	国語 301	新しい国語	三上	384
	国語 302	新しい国語	三下	404
	国語 401	新しい国語	四上	290
	国語 402	新しい国語	四下	339
	国語 501	新しい国語	五上	307
	国語 502	新しい国語	五下	322
	国語 601	新しい国語	六上	307
	国語 602	新しい国語	六下	322
11 学図				
	国語 103	みんなとまなぶ	しょうがっこう こくご 一ねん上	321
	国語 104	みんなとまなぶ	しょうがっこう こくご 一ねん下	361
	国語 203	みんなとまなぶ	しょうがっこう こくご 二年上	409
	国語 204	みんなとまなぶ	しょうがっこう こくご 二年下	379
	国語 303	みんなとまなぶ	しょうがっこう 三年上	402
	国語 304	みんなとまなぶ	しょうがっこう 三年下	386
	国語 403	みんなとまなぶ	しょうがっこう 四年上	327

【皇室事項】

国会始など、皇室に関する事が掲載されます。

新年祝賀の儀
一月一日、宮中において、新年祝賀の儀を行われた。

歌会始の儀

一月十五日午前十時三十分、宮中において、歌会始の儀を行われた。

御製 御歌、皇族の詠進歌、召人及び選者の詠進歌並びに選歌は、次のとおりである。

御製 御歌 静

皇宮御歌

聖霊降の先に広がる水俣の海青くして静かなりけり

み通りの近き宮居に住ふると静かに娘は言ひて凭つ

御社の静けき中に聞え来る歌声ゆかし新舊の祭

悲しみも包みこむこと蒼石の海は静かに水たたへたり

数多なる人ら集ひし選御の儀静けさの中御列は進む

いくつものボビンをぞらは離りながら静かにイドリアレースを編めり

文仁親王妃

東宮 東宮 東宮
東宮 文仁親王 文仁親王
東宮 紀子 紀子

皇子内親王

平成二十七年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

平成二十六年一月十五日

「本」と定められました。

(注) お題は「あ」ですが「あ」ではなく「あ」の文字が詠み込まれて、あは差し支えありません。

(一) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(二) 形式は半紙(習字用の半紙)を縦長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に御製御歌、住所、電話番号、氏名(本名・ふりがなつき)、生年月日、住所及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。(書式図参照)

(三) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(四) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(五) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(六) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(七) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(八) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(九) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十一) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十二) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十三) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十四) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十五) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十六) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十七) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十八) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(十九) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(二十) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

(二十一) 詠進歌の詠進は、あと書いても差し支えありません。

行幸啓
天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察、並びに明治天皇百年式年を当たり明治天皇陵及び昭憲皇太后陵を御参拝のため、十二月三日午前十時一分御出門、京都府及び岐阜県へ行幸啓。同月五日午後五時三十分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、十二月六日午後四時四十分御出門、尊厳の芸術展「The Art of Gambia」を御覧のため、東京藝術大学美術館(台東区)へ行幸啓。同六時九分還幸啓になった。

【叙位・叙勲】

国又は公共に対して貢献された方などが授与されます。

旭日大綬章を授ける (各通)	桐花大綬章を授ける	池坊 保子	羽田 孜
	大野 功統	植松 治雄	
瀧 實	久間 章生		
遠山 敦子	中馬 弘毅		
中野 寛成	中井 治		
羽佐間重彰	那須 弘平		
前田 勲男	藤井 裕久		
與謝野 馨	宮川 光治		
	吉田 二郎		
	旭日中綬章を授ける		

【国家試験】

実施要項や合格者名が掲載されます。
また、合格者の名前を掲載せず受験番号のみの掲載もあります。

通訳案内士試験合格者		
通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第5条の規定に基づき、平成24年度通訳案内士試験合格者の氏名を次のとおり公示する。		
平成25年2月8日		
観光庁長官 井手 憲文		
受験番号	氏名	受験番号
英語		
00001		00003
00005		00006
00008		00009
00012		00013
		00004
		00007
		00010
		00011

平成25年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

平成25年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定し、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第3条の規定に基づき、おとり公告する。

平成25年1月7日 国土交通省土地鑑定委員会委員長 鎌田

	短答式試験	論文式試験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県（注1）	東京都、大阪府及び福岡県（注1）
試験期	平成25年5月12日（日） 不動産に関する行政法規 10：00～12：00 不動産の鑑定評価に関する理論 13：30～15：30	(1)平成25年8月3日（土） 民法 10：00～1 経済学 13：30～1 (2)平成25年8月4日（日） 会計学 10：00～1

平成24年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和27年政令第341号）第3条の規定に基づき平成24年10月11日及び12日に実施した平成24年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり告示する。

平成25年1月15日 経済産業大臣 茂木 敏充

- 航空機

101003	101004	101006	101009	101014
101020	101021	101022	101024	101025
101030	101031	101032	101034	101036
101040	101043	101045	101049	101055
101065	101067	101068	101069	101071
101073	101077	101078	101079	101082
- 航空機用原動機

102001	102003	102004	102006	102019
102020	102025	102026	102027	102028

【地価公示】

毎年1回**3月**に標準地の1平米あたりの地価が掲載されます。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
標準地 番号	標準地の所在及び地番 並びに住居表示	標準地の1 平方メートル 当たりの 価格 (円)	標準地 の地積 (㎡)	標準地 の形状	標準地 の利用 の現況	標準地の周辺の土地の 利用の現況	標準地の前面 道路の状況	標準地について、ガス 水道、下水道 の施設及び 整備の状況	標準地の 主要な交通 手段との 状況	標準地に 係る都市計 画その他法 令の制限で 主要なもの
(大 阪 府)										
都島 1	大阪市都島区毛馬町5丁目23番「毛馬町5-6-24」	193,000	185	1:1.5	住宅 LS2	住宅、マンション、倉庫等が混在する住宅地域	南東6m市道	水道、ガス、下水	都島 2.3km	2中専(60、200) 準防
2	高倉町2丁目63番「高倉町2-4-27」	263,000	199	1:2.5	住宅 W2	一般住宅、事業所等が混在する住宅地域	南8m市道	水道、ガス、下水	都島 1km	1住居(80、200) 準防
3	都島北通2丁目157番「都島北通2-8-10」	264,000	142	1:2	住宅 W2	中小規模一般住宅、小売店舗が混在する住宅地域	北5.5m市道	水道、ガス、下水	野江内代 550m	1住居(80、300) 準防
4	中野町2丁目93番「中野町2-9-9」	252,000	158	1:2	住宅 LS3	住宅、マンション、事業所等の混在する住宅地域	北8m市道	水道、ガス、下水	地下鉄京橋 730m	2住居(80、300) 準防
5	都島本通4丁目174番「都島本通4-11-29」	265,000	194	1:1.5	住宅 RC3	一般住宅、事業所等が混在する住宅地域	南5.5m市道	水道、ガス、下水	都島 580m	1住居(80、300) 準防
6	中野町4丁目93番1「中野町4-10-10」	270,000	125	台形 1:1.5	住宅 W2	一般住宅、アパート、店舗等が混在する住宅地域	北8m市道	水道、ガス、下水	桜ノ宮 360m	2中専(60、300) 準防
7	御幸町1丁目94番2「御幸町1-6-26」	234,000	165	1:2	住宅 W2	一般住宅、事務所等が混在する住宅地域	南6m市道	水道、ガス、下水	野江内代 770m	1住居(80、300) 準防
※	都島中通2丁目101番「都島中通2-11-17」	260,000	166	1:1.5	住宅 W2	一般住宅のほかにマンションが見られる住宅地域	南5.5m市道	水道、ガス、下水	京橋 1km	1住居(80、300) 準防
5-1	東野田町2丁目2番4「東野田町2-2-3」	503,000	257	1:1	店舗兼事務所 S3	中高層の店舗兼事務所が建ち並ぶ駅前の商業地域	西11m市道	水道、ガス、下水	地下鉄京橋近接	商業(80、600) 防火
5-2	片町1丁目3番50「片町1-2-8」	412,000	309	1:3	店舗兼共同住宅 RC10	事務所ビル、営業所等が建ち並ぶ業務商業地域	北27m府道、背面道	水道、ガス、下水	大阪城北詰近接	商業(80、400) 防火
5-3	東野田町1丁目20番3「東	422,000	700	1:1	店舗兼事務所	中層の店舗、事務所が建	北22m国道、	水道、ガ	地下鉄京	商業(80、

【製造たばこ小売定価】

製造たばこ（輸入品含む）の小売定価を認可することが掲載されます。
葉巻であれば1本あたり、箱であれば1箱あたりと種類・名称等が掲載されます。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年11月28日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成24年12月12日 財務大臣 城島 正光

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	メビウス	FK 20本 ソフトパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・ボックス	FK 20本 ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・100's・ボックス	FSK 20本 ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・ライト	FK 20本 ソフトパック	日本	410円
紙巻たばこ	メビウス・ライト・ボックス	FK 20本 ハードパック	日本	410円

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年1月23日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成25年2月5日 財務大臣 麻生 太郎

製造たばこの品目			製造国 (地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	ハンデルスゴールド・シガリロ・クラシック	74mm 10本	ドイツ	400円
葉巻たばこ	ハンデルスゴールド・シガリロ・バニラ	74mm 10本	ドイツ	400円

【裁判所公告】

裁判所の公示催告などが掲載されます。

<p>相続権主張の催告</p> <p>次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。</p> <p>平成 4年(家)第 1 号</p> <p>神奈川県 107 申立人 小本籍栃木県 最後の住所</p> <p>号、 県 死亡年月日平成 出生の場所 年 日、職業不詳 被相続人 亡 男 催告期間満了日 平成 年 月 日 家庭</p>	<p>失踪に関する届出の催告</p> <p>次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。</p> <p>平成 4年(家)第 号</p> <p>沖縄県 番 申立人 本籍沖縄県 最後の住所 不在者</p>	<p>小規模個人再生による書面決議に付する決定</p> <p>平成 年(再イ)第 号</p> <p>横浜市 住民票 上の住所 1丁目 番地 の1 10号</p> <p>再生債務者</p> <p>1 決議に付する再生計画案 平成 月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 平成 月 21日まで 平成 月 7日 地方裁判所第 民事部</p>
<p>公示催告</p> <p>次の申立人から別紙目録表示の有価証券を以て公示催告の申立てがあったので、その下記権利を争う旨の申述の終期までに権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合は、効を宣言することがあります。</p> <p>平成 2年(へ)第 2 号</p> <p>地1 号</p> <p>申立人 権利を争う旨の申述の終期 平成25年 平成24年 月20日 東京簡易 (別紙) 目録 受益証券名称 株式 当初1口当り元本 1円 委託者ジメント株 受託者 行 信託期間 昭和 年2月18日から平成 17日まで</p>	<p>破産手続開始</p> <p>次の破産事件について、以下の破産手続を開始した。破産財団に属する財産に対して債務を負担する者の財産を交付し、又は弁済をして</p> <p>平成 4年(フ)第 号</p> <p>群馬県 債務者 株式会社 代表者代表取締役</p> <p>1 決定年月日時 平成24年 日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 4 破産債権の届出期間 平成 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成 日午後1時30分 地方裁判所 支部</p>	

【暦要項】

毎年2月に翌年の暦要項（国民の祝日、日曜表、日食、月食など）が掲載されます。

平成27年（2015）暦要項

平成26年2月3日
 国立天文台
 平成27年（2015）

国民の祝日

名 称	月 日	名 称	月 日
元 日	1 1	海 の 日	7 20
成 人 の 日	1 12	敬 老 の 日	9 21
建 国 記 念 の 日	2 11	秋 分 の 日	9 23
春 分 の 日	3 21	体 育 の 日	10 12
昭 和 の 日	4 29	文 化 の 日	11 3
憲 法 記 念 日	5 3	勤 労 感 謝 の 日	11 23
み ど り の 日	5 4	天 皇 誕 生 日	12 23
こ ど も の 日	5 5		

5月6日、9月22日は休日になる。

日 曜 表 平成27年（2015）

月	日				月	日			
1	4	11	18	25	7	5	12	19	26
2	1	8	15	22	8	2	9	16	23 30
3	1	8	15	22 29	9	6	13	20	27
4	5	12	19	26	10	4	11	18	25
5	3	10	17	24 31	11	1	8	15	22 29
6	7	14	21	28	12	6	13	20	27

二十四節気および雑節 平成27年（2015）

名 称	太陽黄経	中央標準時		名 称	太陽黄経	中央標準時	
		月 日	時 刻			月 日	時 刻
小 寒	度 285	月 1 日 6	時 1 分 21	寒 露	度 195	月 10 日 8	時 23 分 43

【行旅死亡人】

行旅死亡人として発見された場所・状態・保管場所・連絡先等が掲載されます。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別・年齢不詳
上記の者は、平成 年12月 日午後7時 分、
一丁目 方におい
て、焼死体で発見されたものである。
なお、検視後引取人がないため遺体は火葬に付
しました。心当たりの方は 福
祉課まで申し出てください。
平成 年2月 日
大 長

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、 身
長160cm位、体格普通、 の短髪、草
色ジャンパー、灰セーター、長袖カッターシャ
ツ、 黒スニーカー、遺留金品なし
上記の者は、平成 年 月12日午前
大 リー
で発見されました。死亡は
平成 年 月 日午前2時00分頃（推定）、発見
場所に同じ。死因は縊死。遺体は検視の上、
場にて火葬に付しました。心当たりの方は当
所生活保護業務主管課まで申し出てください。
平成 年1月28日
市

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、 の女性、身
長1 cm、 ブラジャー、紺ジ
パン、 、灰靴下、茶スニーカー（コン
パース cm）、遺留金 円
上記の者は、平成 年 月12日午前6時11分、
4-8
川 で発見されました。死亡は平成 年 月11
日（推定）、発見場所に同じ（推定）。死因は溺死。
遺体は において火葬に付しまし
た。心当たりの方は 課
まで申し出てください。
平成 年1月 日

【合併・組織変更・減資等公告】

会社等が合併、組織変更、資本金の額を減少する際に掲載されます。

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。
効力発生日は平成二十五年三月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社とします。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年二月十五日
愛知県 番地の二
代表社員 合同会社

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二十四億円減少し一億円とすることになりました。
効力発生日は平成二十五年三月二十九日であり、株主総会の決議は、平成二十五年二月十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 平成二十四年六月十五日
掲載頁 一頁(号外第一三〇号)
平成二十五年二月 日 号
東京都港区 株式
代表取締役

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していただきますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成二十四年六月二十九日
掲載頁 二頁(号外第一四三号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成二十五年一月十七日
掲載頁 八頁(号外第九号)
平成二十五年二月十五日
東京都 (甲) 株式会社
代表取締役
東京都 (乙) 株式会社
代表取締役

【決算公告】

会社法の定めに基づき、掲載されます。

第17期決算公告
 平成25年 月 30日 東京都中央区 号

株式会社
 代表取締役

貸借対照表の要旨 (平成24年10月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	524	流動負債	445
固定資産	145	ポイント引当金	27
		返品調整引当金	0
		その他流動負債	417
		固定負債	42
		株主資本	182
		資本剰余金	140
		資本準備金	45
		利益剰余金	45
		利益剰余金	56
		その他利益剰余金	56
		(うち当期純損失)	(2)
		自己株式	△59
資産合計	670	負債・純資産合計	670

第2期決算公告
 平成24年 月 6日 大阪府大阪市 8号

株式会社
 代表取締役社長

連結貸借対照表の要旨 (平成24年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,818	流動負債	3,378
固定資産	10,367	固定負債	8,188
有形固定資産	5,967	株主資本	4,899
無形固定資産	3,215	資本剰余金	1,000
投資その他の資産	1,185	資本準備金	4,026
		利益剰余金	△ 126
		評価・換算差額等	△ 284
		その他	1
		新株予約権	△ 286
合計	16,186	負債・純資産合計	16,186

連結損益計算書の要旨
 (自平成23年9月1日
 至平成24年3月31日)
 (単位:百万円)

科目	金額
売上高	5,839
売上原価	3,069
売上総利益	2,770
販売費及び一般管理費	2,012
営業利益	757
営業外収益	6
営業外費用	338
経常利益	426
特別損失	183
特別利益	32
税引前当期純利益	577
法人税、住民税及び 事業税	54
法人税等調整額	△ 1,045
当期純利益	1,568

第 期決算公告 平成25年 月15日
 千葉県 の6

株式会社
 代表取締役

貸借対照表の要旨 (平成24年 月31日現在)

科目	金額(千円)
資産の部	
流動資産	1,432,305
固定資産	174,208
合計	1,606,513
負債純資産の部	
流動負債	1,171,842
固定負債	492
退職給付引当金	492
株主資本	434,179
資本剰余金	50,000
資本準備金	388,935
その他資本剰余金	388,935
利益剰余金	△4,756
その他利益剰余金	△4,756
(うち当期純利益)	(223)
合計	1,606,513

貸借対照表の要旨
 (平成24年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,721	流動負債	3,319
固定資産	11,463	(賞与引当金)	(158)
有形固定資産	5,911	固定負債	8,158
無形固定資産	3,214	(役員退給引当金)	(2)
投資その他の資産	2,337	株主資本	4,700
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	4,026
		資本剰余金	2,446
		利益剰余金	1,579
		その他利益剰余金	△ 326
		評価・換算差額等	△ 326
		その他	1
		新株予約権	4
資産合計	16,184	負債・純資産合計	16,184

損益計算書の要旨
 (自平成23年9月1日
 至平成24年3月31日)
 (単位:百万円)

科目	金額
売上高	1,698
売上原価	973
売上総利益	724
販売費及び一般管理費	487
営業利益	236
営業外収益	6
営業外費用	369
経常利益	127
特別損失	1,681
特別利益	24
税引前当期純利益	1,530
法人税、住民税及び 事業税	1
法人税等調整額	△ 1,200
当期純利益	2,728